

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月27日
【中間会計期間】	第25期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社 秩父開発機構
【英訳名】	Chichibu Research and Development Authority Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田代 勝三
【本店の所在の場所】	埼玉県秩父市東町 2 9 - 2 0
【電話番号】	0494-23-1002
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 岡田 光幸
【最寄りの連絡場所】	埼玉県秩父市東町 2 9 - 2 0
【電話番号】	0494-23-1002
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 岡田 光幸
【縦覧に供する場所】	なし

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	148,183	115,156	120,548	279,626	255,365
経常損益 (千円)	9,157	7,318	8,419	6,096	6,597
中間(当期)純利益(千円)	5,542	9,072	5,694	3,140	5,374
持分法を適用した場合の投資利益金額	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
発行済株式総数 (株)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
純資産額 (千円)	495,379	483,904	481,909	492,977	487,603
総資産額 (千円)	616,399	611,167	601,217	647,469	634,242
1株当たり純資産額 (円)	51,602.03	50,406.77	50,198.86	51,351.84	50,792.02
1株当たり 中間(当期)純利益(円)	577.34	945.08	593.16	327.16	559.82
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額	-	-	-	-	-
1株当たり 中間(年間)配当額	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	80.4	79.2	80.2	76.1	76.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25	28	32	30	9
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	32	-	-	-	297
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	74	79	371	51	339
従業員数 (人)	8	10	10	8	10

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 潜在株式調整後の1株当たりの中間(当期)純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債の発行がないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

#### 2 【事業の内容】

当社は、秩父リゾート構想により、県から委託を受け企画・イベント業務、秩父公園及び長瀬総合射撃場の管理運営業務を行っている。

事業内容の売上構成比率を示すと、次のとおりである。

事業区分	事業内容	売上構成比率(%)		
		第24期中 自平成22年4月 至平成22年9月	第25期中 自平成23年4月 至平成23年9月	第24期 自平成22年4月 至平成23年3月
秩父公園 受託業務	秩父公園運営業務	56.6	54.9	51.8
長瀬総合 射撃場	射撃場の使用料、クレー等、レストラン、土産品の販売	17.5	17.0	26.9
花の回廊	フラワーガーデン運営業務	5.5	3.1	2.8
広告代理店	テレビ埼玉による 広告代理店業	2.2	2.1	2.2
その他	損害保険代理業、清涼飲料販売	18.2	22.9	16.3
合計		100.0	100.0	100.0

### 3 【関連会社の状況】

名称	住所	主要な事業の内容	議決権等の 披所有割合	関係内容
(その他の関係会社) 埼玉県	埼玉県 さいたま市	受託業務	直接 25.6%	当社の受託業務をしている。 役員の兼任等・・・有

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 提出会社の状況

(平成23年9月30日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10	42年1ヶ月	12年4ヶ月	3,730,877

(注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時、嘱託及び出向者は除いている。

2. 従業員の定年は、満60才に達したときとする。ただし会社が業務上の必要がある場合本人の能力、

成績及び健康状態などを勘案して選考のうえ、あらたに採用することがある。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

#### (2) 労働組合の状況

現在なし。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社の当中間会計期間の業務内容は、埼玉県からの緊急雇用対策事業の受託、秩父公園のイベント開催による利用料金収入等の増加があり、また、受託業務「まちなか観光案内業務」の終了、「彩の国秩父地域観光協議会事務職業務」の移管、自主事業フラワーガーデン「癒しの森 花の回廊」が春の開園では東日本大震災の影響を大きく受けたこと等による収入減があったものの、売上高は、120,548千円となり前年同期比5,392千円（4.6%）増加しました。

経常損益は「癒しの森 花の回廊」の売上減少と指定管理業務「秩父公園」では公園事業の特性として上期に緑地管理費等の費用が集中したことから 8,419千円となりました。

なお、上記金額には、消費税等は含まれていません。

#### (2) キャッシュ・フロー（直接法）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同会計期間と比べ32百万円増加し、当中間会計期間末には371百万円となりました。また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次の通りであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果、得られた資金は32百万円（前年同会計期間比4百万円増）となりました。これは主に自主事業の収入並びに経費削減によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金はありません。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金はありません。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績 該当事項なし

#### (2) 受注状況 該当事項なし

#### (3) 収益実績

当中間会計期間における収益実績を事業部門別に示すと、次のとおりである。

事業部門別	金額（千円）	前年比（%）
秩父公園委託業務	80,919	101.7
長瀬総合射撃場		
1.射撃場使用料他	16,188	101.3
2.ライフル関係	2,112	106.0
3.レストラン売上	200	68.3
4.土産品他売上	2,019	277.0
小計	20,521	101.8
花の回廊	3,779	59.7
広告代理店	2,544	101.7
その他	12,785	103.2

合計	120,548	104.7
----	---------	-------

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はない。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

### 6 【研究開発活動】

該当事項なし

### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 重要な会計方針及び見積

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益、費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要であり、経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し、合理的に判断しています。

#### (2) 財政状態の分析

##### (流動資産)

当中間会計期間の流動資産の残高は、455,931千円（前事業年度末484,561千円）となり、28,630千円の減少となりました。主な要因は預金の増加32,209千円及び売掛金の減少58,319千円によるものです。

##### (固定資産)

当中間会計期間の固定資産の残高は、121,382千円（前事業年度末121,267千円）となり、115千円増加しました。増加の要因は、工具器具備品の購入によるものです。

##### (繰延資産)

当中間会計期間の繰延資産の残高は23,903千円（前事業年度末28,414千円）となり、4,510千円減少しました。減少の要因は、繰延資産償却によるものです。

##### (流動負債)

当中間会計期間の流動負債は、96,010千円（前事業年度末125,455千円）となり、29,444千円減少しました。主な要因は、買掛金48,694千円の減少です。

##### (固定負債)

当中間会計期間の固定負債は、23,298千円となり、内容は退職給付引当金となります。

##### (純資産)

当中間会計期間の純資産は、481,909千円（前事業年度末481,909千円）となり5,694千円減少しました。減少の要因は、繰越利益剰余金となります。

#### (3) 経営成績の分析

当中間会計期間の成績は、3月の東日本大震災及び計画停電の影響により、「秩父ミュージックパーク」「長瀬総合射撃場」の客足が減ったものの、「花の回廊」の春・秋の収入が前年より増加した為、全体売上120,548千円（前年比5%増）となった。この

結果、売上原価70,148千円、営業損益 8,916千円、経常損益 8,419千円、当期純利益 5,694千円となりました。

(4) 経営成績の重要な影響を与える要因について  
昨年同様、「花の回廊」が気候の問題で開催期間に花が咲かず、利用収入が予定より減少、並びに埼玉県からの受託業務が見直しされ、受注の見込みの減少が予測される。

(5) 戦略現状と見直し  
当社としては、これからの状況をふまえて、地方自治体及び地元企業と協力し、収益を伴ったサービスの構築、秩父地域の観光客の増加をねらい、売上増加を計る。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析  
キャッシュ・フロー  
キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要」に記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について  
自主事業フラワーガーデン「花の回廊」が東日本大震災の影響を大きく受け、団体客の減少により収支がマイナスとなり、会社全体の収支もマイナスに陥った。来年度は、花園面積の増加を図るとともに営業宣伝活動を早期に幅広く積極的に行うことにより来園者の増加を図っていかねばならない。  
また、当社の主要事業である「秩父ミューズパーク」「長瀬総合射撃場」は、指定管理者として埼玉県から受託しており、指定管理期間は来年度までであり、引き続き受託することに全力で当たっていかねばならない。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,400株
計	34,400株

##### 【発行済株式】

種類	発行数		上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
	中間会計末現在 (平成23年9月30日現在)	提出日現在 (平成23年12月27日現在)		
普通 株式	9,600株	9,600株	非上場 非登録	-
計	9,600株	9,600株	-	-

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は、次の通りである。

当社の発行する全部の株式について会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条において定めております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はない

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高
平成23年 9月30日	-	9,600	-	480,000	-	-

#### (6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所有 株式の割合 (%)
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	2,460	25.6
西武鉄道株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番1号	900	9.4
秩父市	埼玉県秩父市熊木町8番15号	458	4.8
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	420	4.4
太平洋セメント株式会社	東京都中央区明石町8丁目1号聖路加タワー	400	4.2
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番2号	300	3.1
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	220	2.3

秩父鉄道株式会社	埼玉県熊谷市曙町1丁目1番地	200	2.1
株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町1丁目10番8号	200	2.1
小鹿野町	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地	170	1.8
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	160	1.7
日本瓦斯株式会社	東京都中央区八丁堀3丁目5番2号	160	1.7
計		6,048	63.2

## ( 7 ) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	
議決権限株式(自己株式等)	-	-	
議決権限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,600	9,600	
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	9,600	-	
株主の議決権	-	9,600	

## 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
		-	-		
計		-	-		

### 2【株価の推移】

当社は、非上場につき該当なし

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の移動はない。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士 稲山 十四助 により中間監査を受けている。

### 3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がないので、中間連結財務諸表は作成していません。

1【中間財務諸表等】  
(1)【中間財務諸表】  
【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	338,555	370,764
売掛金	125,243	66,924
たな卸資産	2,350	1,562
繰延税金資産	11,665	14,894
その他	6,766	1,791
貸倒引当金	20	5
流動資産合計	484,561	455,931
固定資産		
有形固定資産	1,025	1,140
無形固定資産	356	356
投資その他の資産	119,885	119,885
固定資産合計	121,267	121,382
繰延資産		
開発費	28,414	23,903
繰延資産合計	28,414	23,903
資産合計	634,242	601,217
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	112,150	63,456
未払法人税等	225	450
前受金	320	9,622
引当金	3,917	3,917
未払費用	4,755	12,282
その他	4,087	6,282
流動負債合計	125,455	96,010
固定負債		
引当金	21,184	23,298
固定負債合計	21,184	23,298
負債合計	146,639	119,308
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	480,000	480,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,603	1,909
利益剰余金合計	7,603	1,909
純資産合計	487,603	481,909
負債純資産合計	634,242	601,217

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
売上高	115,156	120,548
売上原価	70,385	70,148
売上総利益	44,771	50,399
販売費及び一般管理費	54,473	59,316
営業利益	9,702	8,916
営業外収益	2,383	497
営業外費用	-	0
経常利益	7,318	8,419
特別利益	226	20
特別損失	1,625	0
税引前中間純利益	8,717	8,399
法人税、住民税及び事業税	689	523
法人税等調整額	333	3,228
法人税等合計	355	2,705
中間純利益	9,072	5,694

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	480,000	480,000
当中間期末残高	480,000	480,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	12,977	7,603
<b>当中間期変動額</b>		
中間純利益	9,072	5,694
当中間期末残高	3,904	1,909
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	12,977	7,603
当中間期末残高	3,904	1,909
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	492,977	487,603
当中間期末残高	483,904	481,909

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
営業収入	193	187
原材料又は商品の仕入れによる支出	122	110
人件費の支出	32	34
その他の営業支出	12	10
小計	27	33
利息及び配当金の受取額	2	0
法人税等の支払額	1	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	28	32
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	28	32
現金及び現金同等物の期首残高	51	339
現金及び現金同等物の中間期末残高	79	371

## 【重要な会計方針】

	当中間会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債権 原価法 (2) たな卸資産 商品・・・最終仕入原価法による原価法
2. 減価償却資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 法人税法の規定に基づく定額法を採用している。 少額減価償却資産については、従来の20万円以上から10万円基準に変更し、3年均等償却  (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。  (2) リース資産 所有ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用する。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。  (3) 繰延資産 5年均等償却を採用している。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。  (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。  (3) 退職給付引当金 従業員の退職給与に備えて、簡便法によりされた当中間会計期間期末における退職給付債務額を計上している。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移動すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き処理を採用している。

## 【追加情報】

当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24条 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

( 中間貸借対照表関係 )

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
繰延税金資産 11,665千円	繰延税金資産 14,894千円
有形固定資産の 減価償却累計額 6,418千円	有形固定資産の 減価償却累計額 6,604千円

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	当中間会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日
1. 営業外収益の主要項目 受取利息 8千円 有価証券利息 2,316千円	1. 営業外収益の主要項目 受取利息 61千円 有価証券利息 306千円
2. 減価償却実地額 有形固定資産 113千円	2. 減価償却実地額 有形固定資産 185千円

( 中間株主資本等変動計算書関係 )

前中間会計期間 ( 自平成22年4月1日 至平成22年9月30日 )

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度期 首株式数 ( 株 )	当中間会計期間 増加株式数 ( 株 )	当中間会計期間 減少株式数 ( 株 )	当中間会計期間 末株式数 ( 株 )
普通株式	9,600	-	-	9,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
普通株式	9,600	-	-	9,600

2 自己株式に関する事項

該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

該当事項はない。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位 千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	8	2
賞与引当金損金算入限度額	1,020	1,020
未払事業税否認	207	469
退職給付引当金損金算入限度額	8,712	9,552
繰延欠損金	1,718	3,851
繰延税金資産合計	11,665	14,894

（リース取引関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
-----------------------	-------------------------

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（リース取引開始日が平成20年3月31日以前であり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）				リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（リース取引開始日が平成20年3月31日以前であり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、中間期末残高相当額			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
	(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)	(千円)
車両運搬具	2,116	2,116	0	車両運搬具	2,116	2,116	0
工具器具及び備品	2,413	2,133	280	工具器具及び備品	2,413	2,293	120
合計	4,529	4,249	280	合計	4,529	4,409	120
注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料中間期末残高相当額				注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年内 254千円 1年超 - 千円 合計 254千円				1年内 120千円 1年超 - 千円 合計 120千円			
リース資産減損勘定の残高 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。				リース資産減損勘定の残高 なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。			

前中間会計期間 自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	当中間会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日
当中間会計期間の支払リース料等 支払リース料 371千円 減価償却費相当額 524千円	当中間会計期間の支払リース料等 支払リース料 310千円 減価償却費相当額 438千円
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法 によっている。	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法 によっている。

(金融商品関係)

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	338,555	338,555	-
(2) 売掛金	125,243	125,243	-
(3) 投資有価証券	119,885	119,885	-
資産計	583,683	583,683	-
(1) 買掛金	112,150	112,150	-
負債計	112,150	112,150	-

注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、国債は市場価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2参照)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)

(1) 現金及び預金	370,764	370,764	-
(2) 売掛金	66,924	66,924	-
(3) 投資有価証券	119,885	119,885	-
資産計	557,573	557,573	-
(1) 買掛金	63,456	63,456	-
負債計	63,456	63,456	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、国債は市場価格によっております。  
また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 買掛金

これは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

1 満期保有目的の債券

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

地方債券 30 百万円  
国債 89 百万円

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 満期保有目的の債券

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

地方債券 30 百万円  
国債 89 百万円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)  
前事業年度(平成23年3月31日)  
該当はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)  
該当はありません。

(賃貸等不動産関係)  
前事業年度(平成23年3月31日)  
該当はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)  
該当はありません。

(持分等損益法)

前事業年度(平成23年3月31日)  
該当はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)  
該当はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)  
該当はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)  
該当はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)  
当社は、リゾート関連レジャーサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

リゾート関連レジャーサービス事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報 (単位 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
埼玉県	51,492	秩父ミュージックパーク受託業務
	2,666	長瀬総合射撃場受託業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】  
当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】  
当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）  
該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）  
当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額 50,792円02銭	1株当たり純資産額 50,198円86銭

1株当たり中間純損失

前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純損失 945円08銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり中間純損失 593円16銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
中間純損失(千円)	9,072	5,694
普通株主に 帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る 中間純損失(千円)	9,072	5,694
期中平均株式数(千円)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

該当事項はない。

( 2 ) 【その他】

該当事項はない。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

( 1 ) 有価証券報告書及びその添付書類 平成23年6月  
29日

( 事業年度 ( 第24期 ) 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 ) 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

#### 1 【保証の対象となっている社債】

該当事項なし

#### 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし

#### 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

### 第3 【指数等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

株式会社 秩父開発機構

取締役会 御中

稲山 公認会計士事務所

公認会計士 稲山 十四助

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 秩父開発機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 秩父開発機構の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月20日

株式会社 秩父開発機構

取締役会 御中

稲山 公認会計士事務所

公認会計士 稲山 十四助

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 秩父開発機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続きの一部を省略した中間監査手続きが実施される。中間監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析手続等を中心とした監査手続きに必要な応じて追加の監査手続きが選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続きを立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 秩父開発機構の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。